

岩手県告示第353号

令和元年9月19日付け官報第95号登載保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第903号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和元年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨
 - (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 盛岡市新庄字中津川46の11、根田茂第3地割7の8、7の9
 - (2) 所在が不明である通知の相手方 斉藤誠、藤田三之丞、藤田修三郎
- 2 通知の内容を掲示した場所 盛岡市役所